

ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド – 日興ピクテ・グローバル・ グローイング・マーケット・ファンド

ルクセンブルグ籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託(円建)

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドである日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、販売会社または販売取扱会社にご請求いただければ当該販売会社または販売取扱会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者がその旨を記録しておくこととされておりますのでご注意ください。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドのクラスP受益証券(以下「受益証券」といいます。)の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年6月30日に関東財務局長に提出しており、2023年7月1日にその届出の効力が生じております。また、管理会社は、同法第7条の規定により、有価証券届出書の訂正届出書を2023年9月29日に関東財務局長に提出しております。
- ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

重要事項

ファンドは、主に外貨建の株式等を投資対象としています。ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた株式等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、株式等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。また、エマージングマーケット特有の不安定要素が影響し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの1口当たり純資産価格の変動要因としては、主に「株式市場の変動」、「個別銘柄リスク」、「為替リスク」、「エマージング・マーケット・リスク」、「流動性リスク、オペレーショナル・リスク」、「市場リスク」、「政治または制度上のリスク」、「決済リスク」、「大量の買戻しの影響」および「金利リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「主な投資リスク」をご覧ください。

■管理会社は…

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは…

ファンドの関係法人

<管理会社> ピクテ・アセット・マネジメント(ヨーロッパ)エス・エイ

- ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻しを行います。
- ルクセンブルグにおいて1995年6月14日に設立されました。
- 2023年7月末日現在の払込資本は、11,699,000スイス・フラン(約18億9,524万円)です。
(注) スイス・フランの円貨換算は、2023年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スイス・フラン=162.00円)によります。

<保管受託銀行> バンク・ピクテ・アンド・シー(ヨーロッパ)エイ・ジー、ルクセンブルグ支店

- ファンド資産の保管業務を行います。

<登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社> ファンドパートナー・ソリューションズ(ヨーロッパ)エス・エイ

- ファンドに関する登録・名義書換、管理および支払事務代行業務を行います。

<投資運用会社> ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

- ファンドに関する投資運用業務を行います。

<代行協会員および販売会社> SMBC日興証券株式会社

- 日本における代行協会員業務および日本における受益証券の販売・買戻し業務を行います。

<販売会社> 株式会社SBI証券

- 日本における受益証券の販売・買戻し業務を行います。

ファンドの目的

- ファンドの投資目的は、経済成長の成長過程にある諸国(グローバル・グローイング・マーケット)に関連する株式、株式関連証券(転換社債など)およびあらゆる種類の債券への投資を通じて長期的な元本の成長を達成することです。これらの諸国では高い経済成長が期待されます。

ファンドの特色

- ファンドは、主にこれら経済が発展しつつある諸国に本社機能を置いている、または主なビジネス活動を行っている企業に関わる証券に投資します。
- ファンドは、原則として上場されている企業の証券から構成され、分散されたポートフォリオを構築します。
 - 投資制限に規定された制限の範囲内で、ファンドは、ヘッジの目的およびその他の目的のために金融デリバティブ商品を用いることができます。

- 新興国の中でも成熟化が進み、経済の潜在成長力において重要な要素のひとつである労働人口が減少している国が見られます。
- 当ファンドは労働人口の拡大に注目し、より高い経済成長が期待できる国への投資を目指します。

運用プロセス

ファンドの投資運用会社であるピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド(「PAM Ltd」)は、永年の経験に基づいた運用プロセスを採用しています。この運用プロセスは、多くの市場環境で検証されており、長期に渡り価値を高めてきました。PAM Ltdは、市場には非効率性が存在しており、規律あるアクティブ運用によって、市場で過小評価または過大評価された銘柄を発掘して利益を得ることが可能と考えています。PAM Ltdは、バリュエーションの観点から過小評価された割安銘柄を発掘することを追求します。

運用プロセスは、まず新興国全体から労働人口が増加している成長国を選別します。次に、独自に開発したバリュエーションによるスクリーニングを重ね合わせることで、投資対象企業群が形成されます。

株式銘柄選別の手法は、ボトムアップ手法によるバリュー・アプローチです。

分析において、企業の質を以下の点で比較します。

- 業績予想
- キャッシュ・フロー創出力
- 自己資本利益率または総資産利益率

さらに、次の三つの観点に重点を置き分析を行います。

- グローバル比較において、各企業の生産能力が市場評価値でどの程度に評価されているか
- 財務の健全性と事業基盤
- 本源的価値と成長性

PAM Ltdは、トップダウン手法によりカントリー・リスクを管理します。カントリー・リスク分析は以下の要因を通して行います。

- カントリー・リスク要因 – 内部要因
- カントリー・リスク要因 – 外部要因

主な投資制限

ファンドに適用される主な投資制限は、以下のとおりです。以下は主な投資制限のみを記載しております。

- ① 管理会社は、同一発行体の有価証券へのファンドの投資総額が、ファンドの純資産総額の10%を超える場合は、ファンドのために、当該発行体の発行する有価証券に投資することができません^(注)。
- ② 管理会社は、原則として、ファンドのために、当該購入の結果、トラストがいずれか単一の発行体の発行するクラスの有価証券の10%を超えて所有することとなるような有価証券への投資ができません^(注)。
- ③ 管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の投資証券または受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資することができます。
- ④ 管理会社は、直接的に有価証券の空売りを行うことはできません。
- ⑤ 管理会社は、ファンドのために、ファンドの純資産総額の10%を限度として一時的に借入を行うことができます。
- ⑥ 管理会社は、ファンドのために、公認の証券取引所または他の規制ある市場で取引されていない有価証券にファンドの純資産総額の10%を超えて投資してはなりません^(注)。かかる制限は短期金融商品には適用されません。
- ⑦ 日本証券業協会の規則に定める一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で10%以内とします。

(注) ①、②および⑥の制限は、欧州連合(以下「EU」といいます。)加盟国、経済協力開発機構加盟国もしくはその地方公共団体またはEUの公的国際機関(地域内か、または世界的規模かを問いません。)が発行または保証する有価証券には適用されません。

分配方針

管理会社は、毎年、純利益および純実現キャピタルゲインから受益証券保有者に対して分配を行うことができます。分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグ法の定める最低額に満たなくなる場合、分配は行われません。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

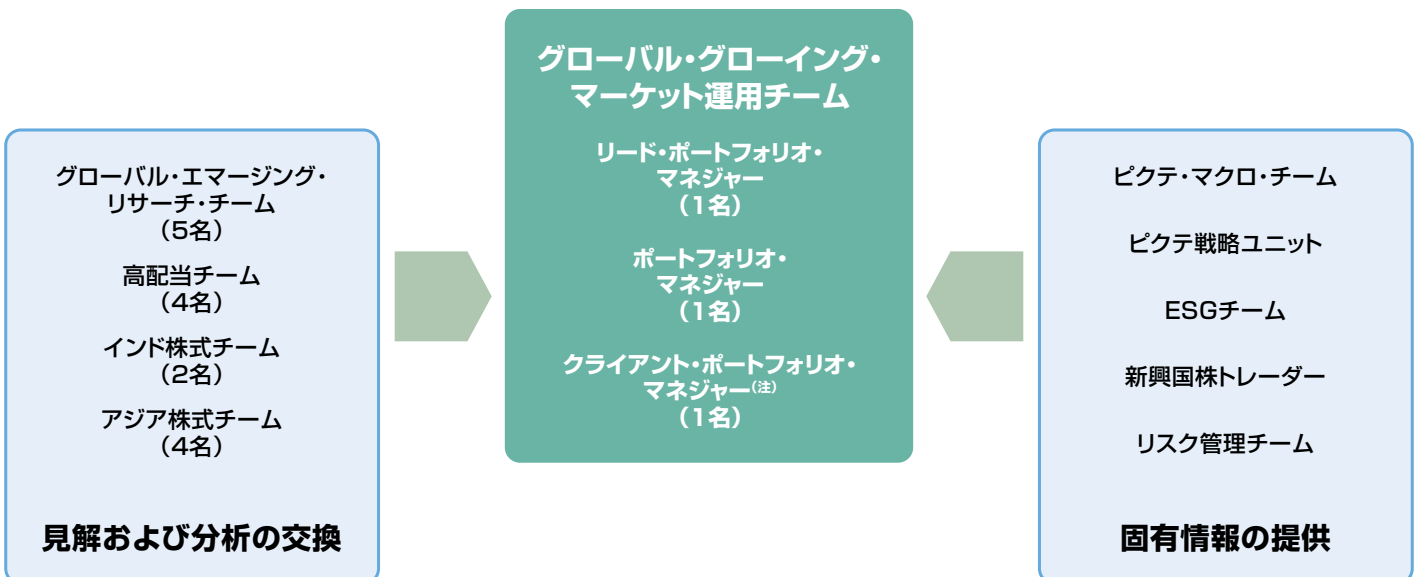
受益証券の購入価格によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。受益証券の購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。これらの場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として課税の対象となります。

運用体制

以下のチャートにファンドの運用体制を表示します。

2023年4月末日現在

より広範な新興市場株式チームに属するグローバル・グローイング・マーケット運用チーム



(注) 投資運用は担当しません。

主な投資リスク

投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

リスク要因に関する以下の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

下記以外のリスクおよび各リスクの詳細については、請求目論見書をご覧ください。

株式市場の変動

ファンドの純資産額は、株式市場の変動を反映します。株式市場は発行企業の業績、株式市場の需給ならびに政治、規制、市場および経済の状況の影響を受け大きく変動することがあります。

個別銘柄リスク

個別銘柄または一定のタイプの銘柄が、市場全体に比して大きく値動きすることや、市場全体の値動きに逆行することがあります。

為替リスク

日本円以外の外貨建資産については、原則として日本円に対する為替ヘッジを行いません。投資先諸国の現地通貨価値が日本円に対して下落した場合、当該通貨の評価・実現損はファンドの1口当たり純資産価格を下落させる要因となります。

エマージング・マーケット・リスク

ファンドは、資産をエマージング・マーケット(新興市場)の企業の株式に投資することがあります。かかる株式には、大きなリスクが伴うことがあり、投機的で不安定と見なされる場合があります。かかるリスクには次のものが含まれます。(i)強制収用、没収、課税、インフラの未整備、国有化、ならびに社会、政治、規制および経済の不安定さといった、より大きなリスクが存在します。(ii)エマージング・マーケットの証券市場の規模は小さく、取引量は少ないのが現状です。これらは、保管リスク同様、ファンドが取引する株式の不決済または決済の遅延の危険を増大させる、流動性の乏しさおよび価格変動につながります。(iii)国家政策により、関連する国益に敏感と思われる発行体または業界への投資制限など、ファンドの投資機会が制限されることがあります。(iv)民間投資または外国投資および私有財産を統制する法制度が未整備であることがあります。(v)先進諸国市場に比して情報開示基準が貧弱であり、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。

流動性リスク、オペレーショナル・リスク

一般にエマージング・マーケットの時価総額および取引量は、先進諸国市場のそれに比べて小さいものです。証券市場の法制度、政府の規制、会計基準、税制および外国送金規制等の規制環境、ならびにインフラが未発達であり、これによりファンドが投資する株式等の決済リスクや決済の遅延、保管のリスクが増大することがあります。また市場実勢から期待される価格での売買ができない場合があります。

市場リスク

ファンドは投資を分散する計画ですが、ファンドの投資証券は通常の市場変動のリスクだけでなく、債券、通貨、デリバティブ等の商品への投資に固有のリスクにもさらされます。

政治または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受けます。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査、および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資情報が提供されない可能性があります。

決済リスク

ファンドが投資する一部の公認取引所の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性があります。

大量の買戻しの影響

受益者の選択にしたがって大量の買戻しが発生した場合、投資証券の売却が必要になります。こうした売却により、売却しなければ発生しなかった損失を被る可能性があります。

金利リスク

一般論として、金利が上昇すれば債券の価格は下落し、その逆もまた同じです。金利の変動に対する債券の値動きの程度は債務証券の種類によって異なります。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

1. 管理会社のリスク管理部門

管理会社のリスク管理部門の恒久的な活動の主なものは、以下のとおりです。

- 取締役会により承認されるべきリスク管理方針の作成
- 必要な場合、リスク管理プロセスのアップデート
- 何らかの不備についての取締役会への直接の報告
- リスク管理上の問題についての取締役会への定期的な報告
- ファンドおよび投資家により確認されるリスクのコントロールおよび測定
- 違反の追跡調査
- 投資運用会社のリスク管理部門により受領されるリスク報告書のチェック
- 制限が違反された場合の軽減措置および管理措置の実施

リスク管理者の職務は、主に以下のとおりです。

- 投資家により確認されるリスクの特定
- ファンドのリスクの特定
- リスク制限の提案
- リスク制限のコントロール
- 違反のコントロール
- 上申プロセス
- 委託先の活動(もしあれば)のコントロール

2. 方針

リスク管理方針によりカバーされるリスク

管理会社は、リスクの管理、コントロールおよび監視に関してピクテ・グループの方針に従います。

管理会社において、ファンドに固有のリスクがオルタナティブ投資ファンド運用規制の要件に従って管理されることを確保するために、リスク管理方針が策定されます。

3. リスクの取扱い(軽減手法)

管理会社のリスク管理部門は是正措置を実施する必要があると結論付ける場合があります。

管理会社のリスク管理部門は、必要とみなされる場合、リスクを軽減するために、管理会社の監督部門および／または取締役会に対して勧告を行うものとします。

勧告事項を実施するか否かについての最終決定は、オルタナティブ投資ファンド運用者の取締役会が行います。

4. 監督(監視)

これは、実施される是正措置に関して追跡調査を行うことから成ります。

- 特定されたリスクの追跡調査
- 定期的な監視
- SICAVの場合、取締役会により資産管理者に通知される実施措置(取締役会の責任)

5. 報告

報告の目的は、取締役会および実施役員により確認されなければならない情報の上申ならびにリスク管理方針の実施状況に関する定期的な報告です。

6. 情報および連絡

管理会社の各メンバーが各自の責任を遂行することができる形式で、かつ、十分な時間をもって、関連する情報が特定され、管理され、連絡されます。

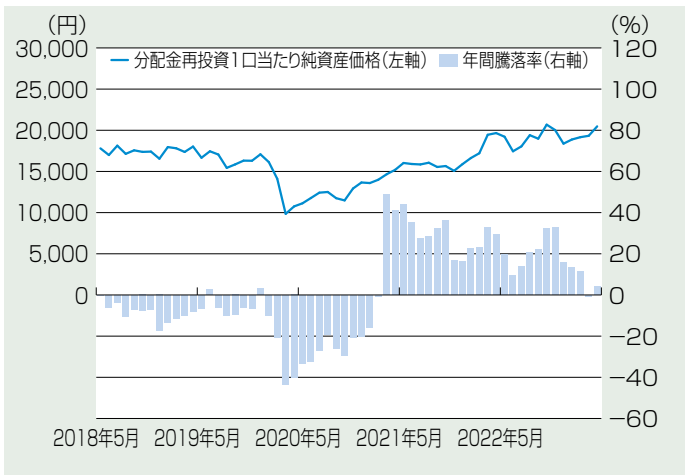
ファンドはデリバティブ取引等を行っていません。

■参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

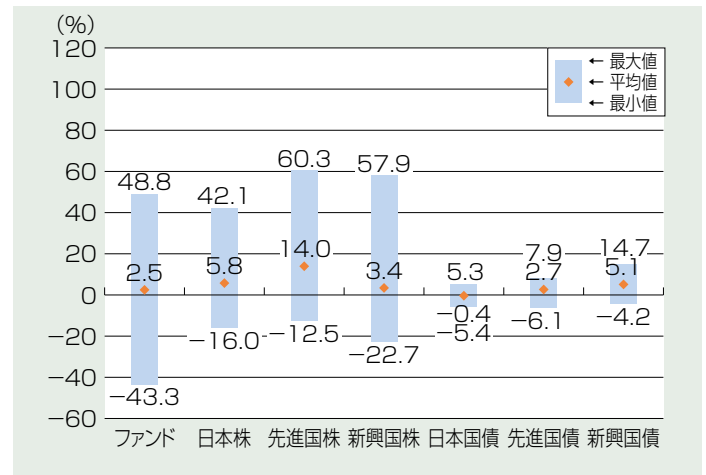
2018年5月～2023年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(2018年5月～2023年4月)



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金1口当たり純資産価格は各受益証券の1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株………TOPIX(配当込み)
先進国株………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株………S&P 新興国総合指数
日本国債………ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

運用実績

1. 主要な資産の状況

(2023年7月末日現在)

資産の種類	国名/地域名	投資比率(%)
株式	南アフリカ	20.64
	ブラジル	18.39
	メキシコ	13.76
	アラブ首長国連邦	11.14
	インド	9.22
	サウジアラビア	5.96
	チリ	4.88
	インドネシア	4.84
	パナマ	2.22
	フィリピン	1.73
	トルコ	1.59
	バミューダ	1.28
	ベトナム	0.73
	コロンビア	0.33
小計		96.71
現金その他の資産(負債控除後)		3.29
総計		100.00

2. 投資有価証券の主要銘柄(上位10銘柄)

(2023年7月末日現在)

順位	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	GRUPO FINANCIERO BANORTE 'O'	メキシコ	銀行および その他金融機関	2.73
2	STATE BANK OF INDIA	インド	銀行および その他金融機関	2.46
3	NASPERS 'N'	南アフリカ	画像出版および 印刷媒体	2.43
4	PETROBRAS PETROLEO BRASILEIRO PFD	ブラジル	石油	2.38
5	BANK MANDIRI	インドネシア	銀行および その他金融機関	2.28
6	ITAUNIBANCO PFD	ブラジル	持ち株および 金融会社	2.25
7	FIRSTRAND	南アフリカ	銀行および その他金融機関	2.25
8	BANCO DO BRASIL	ブラジル	銀行および その他金融機関	2.24
9	CENCOSUD	チリ	小売業および 百貨店	2.22
10	COPA HOLDINGS 'A'	パナマ	持ち株および 金融会社	2.22

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
 (注2) 小数点第3位を四捨五入して表示しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

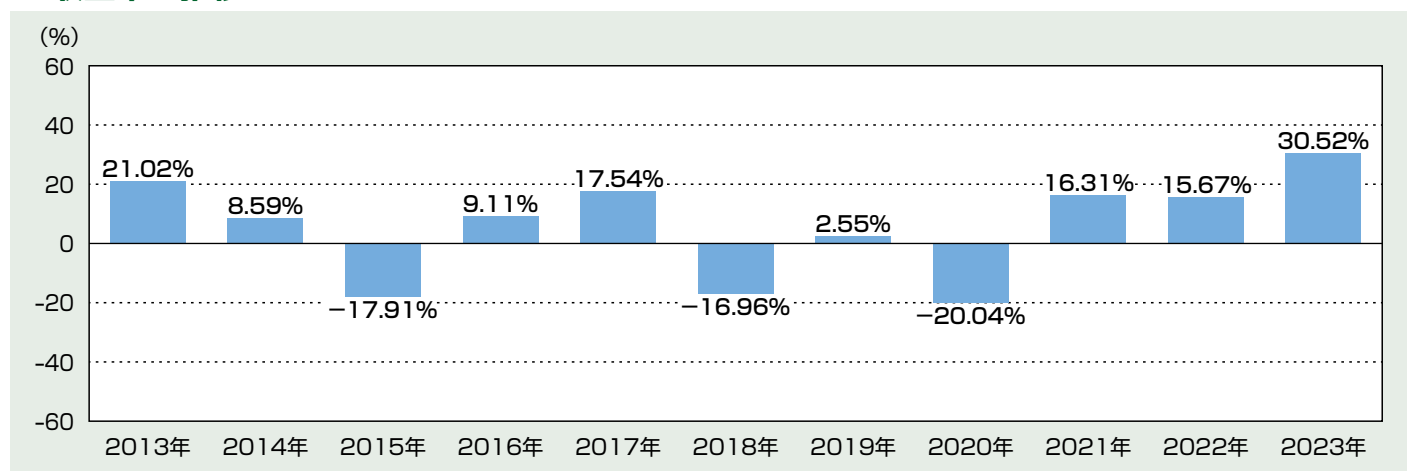
3. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移 (2004年11月30日から2023年7月末日まで)



4. 分配の推移

該当事項はありません。

5. 収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) \div b$

a= 上記各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額(税引前)を加えた額)

b= 当該各暦年の直前の各暦年末の受益証券1口当たり純資産価格(分配前の額)

(注2) 2023年は1月1日から7月末日までの収益率です。

6. 運用実績の記載にかかる注記

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではありません。

手続・手数料等

●お申込みメモ

ご購入のお申込期間	2023年7月1日(土曜日)から2024年6月28日(金曜日)まで ただし、ルクセンブルグ、日本および英国における銀行営業日でありかつ日本における金融商品取引業者の営業日である日(以下「取引日」といいます。)に限り、申込みの取扱いが行われます。 (注1)ファンドは、「米国人」(米国の市民、居住者、法人等をいいます。)に対しては販売されません。 (注2)申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
ご購入(お申込み)単位	10口以上1口単位 (注) 管理会社および販売会社が別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができます。
ご購入(お申込み)価格	管理会社が申込みを受領した取引日の受益証券1口当たり純資産価格
ご購入(お申込み)代金	投資者は、受益証券の申込注文の成立を販売会社が確認した日(以下「約定日」といいます。通常、発注日の日本における翌営業日です。)から起算して日本における4営業日目の日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。 (注)申込金額は原則として円貨で支払うものとします。
ご換金(買戻し)単位	1口以上1口単位
ご換金(買戻し)価格	原則として、管理会社が販売会社から買戻請求を受領した取引日に計算される受益証券1口当たり純資産価格
ご換金(買戻し)代金	支払いおよび受渡しは「外国証券取引口座約款」その他所定の約款に従って約定日から起算して4営業日目になされるものとします。 (注)買戻代金は、原則として販売取扱会社を通じて円貨で支払われます。
お申込締切時間	原則として、午後3時までとしますが、販売会社により異なる締切時間が設けられることがあります。
ご換金(買戻し)の制限	いずれかの取引日における買戻しの合計が、当該取引日におけるファンドの総受益証券の口数の5%を超える場合は、管理会社は、全ての買戻請求を按分により5%以内となるようにして超過分を繰り延べることができます。当該取引日において繰り延べられた買戻請求はその後の買戻請求に優先して受理されますが、5%の制限はその場合も課すことができます。
ご購入(お申込み)・ご換金(買戻し)受付の中止および停止	管理会社は、以下の事由がある場合において一時的に受益証券について純資産価格の決定を停止し、その結果としてその発行および買戻しを停止することができます。 ① ファンドの資産の相当部分の評価の基礎を提供する一もしくは複数の証券取引所または市場、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一もしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合。 ② 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。 ③ ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信手段が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。 ④ 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。
信託期間	ファンドは信託期間を無期限として設立されました。なお、ファンドは2004年11月30日に運用が開始されました。
繰上償還	① 管理会社と保管受託銀行との間の合意により、いつでもトラストを解散することができます。 ② 管理会社と保管受託銀行との間の合意により、ファンドをいつでも清算することができます。 ③ 管理会社と保管受託銀行との間の合意により、ファンドが募集される法域の適用される法律および規則に従って、ファンドをいつでも清算し、かつ、他のファンドの受益証券を、当該ファンドの資産の他のファンドに対する現物出資として清算されるファンドの受益者に対して割り当てることができます。 ④ ファンドの純資産が300万米ドルを下回った場合、管理会社は、当該ファンドを解散する予定です。
決算日	毎年12月末日
収益分配	管理会社は、毎年、純利益および純実現キャピタルゲインから受益証券保有者に対して分配を行うことができます。分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグ法の定める最低額に満たなくなる場合、分配は行われません。
信託金の限度額	ファンドについて、信託金の限度額は定められていません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了(12月31日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のウェブサイトに電磁的方法により提供されます。
課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社または販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社または販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

ご購入(お申込み)手数料	日本国内における申込手数料は以下のとおりです。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>申込口数</th> <th>申込手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万口未満</td> <td>3.300%(税抜3.00%)</td> </tr> <tr> <td>1万口以上 5万口未満</td> <td>1.650%(税抜1.50%)</td> </tr> <tr> <td>5万口以上10万口未満</td> <td>0.825%(税抜0.75%)</td> </tr> <tr> <td>10万口以上</td> <td>0.550%(税抜0.50%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>申込金額は、申込が管理会社により受諾された取引日に適用される受益証券1口当たり純資産価格に申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額です。管理会社および販売会社が別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いをすることができます。</p> <p>申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、申込時に頂戴するものです。</p>	申込口数	申込手数料	1万口未満	3.300%(税抜3.00%)	1万口以上 5万口未満	1.650%(税抜1.50%)	5万口以上10万口未満	0.825%(税抜0.75%)	10万口以上	0.550%(税抜0.50%)
申込口数	申込手数料										
1万口未満	3.300%(税抜3.00%)										
1万口以上 5万口未満	1.650%(税抜1.50%)										
5万口以上10万口未満	0.825%(税抜0.75%)										
10万口以上	0.550%(税抜0.50%)										
ご換金(買戻し)手数料	ありません。										

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等: 純資産総額に対して、合計年率1.85%を乗じた額およびその他の手数料等がファンドの資産から控除されます。	
業務報酬	当該クラスに帰属するべき平均純資産総額を基準に計算される年率0.10%の報酬を管理会社が受領し、これにより、管理会社は、登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払事務代行会社への報酬の支払いが可能となります。上記報酬は、ファンド資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻しならびにファンドに関する登録・名義書換、管理および支払事務代行業務の対価として支払われます。
管理報酬	当該クラスに帰属するべき平均純資産総額を基準に計算される年率0.75%の報酬 上記報酬は、ファンド資産に関する投資運用業務の対価として、投資運用会社に支払われます。
販売会社報酬	関連四半期における当該クラスに帰属するべき平均純資産総額を基準に計算される年率0.65%の報酬(四半期ごとに支払) 上記報酬は、口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として、販売会社に支払われます。
代行協会員報酬	関連四半期における当該クラスに帰属するべき平均純資産総額を基準に計算される年率0.10%の報酬(四半期ごとに支払) 上記報酬は、ファンド証券に関する目論見書、運用報告書等の販売会社等への送付、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として、代行協会員に支払われます。
保管報酬	当該クラスに帰属するべき平均純資産総額を基準に計算される年率0.25%の報酬 上記報酬は、ファンド資産の保管業務の対価として、保管受託銀行に支払われます。 ファンドは、保管受託銀行が負担した合理的な額の実費およびファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管料を負担します。
その他の手数料等	トラストおよびファンドはそれぞれその他以下の費用を負担します。 (1) 一切の税金 (2) 保管受託銀行が負担した合理的な額の実費。銀行および金融機関の保管料 (3) 通常の銀行手数料 (4) 登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社および支払代行会社への費用 (5) 弁護士費用 (6) 約款ならびに届出書、目論見書および説明書等を作成し、関係当局(各地の証券業協会を含みます。)へ提出する費用 (7) 年次報告書、半期報告書等を作成しかつ配布する費用 (8) 会計、記帳および毎日の純資産価額計算に要する費用 (9) 受益者への通知公告を作成しかつ配布する費用 (10) 弁護士および監査人の報酬 (11) (トラストの受益証券が上場される場合) 上場費用および上場維持費用 (12) 以上に類似するその他すべての管理費用 その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

税金

個人のお客様に適用される税制	◆個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。) ◆受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)
法人のお客様に適用される税制	◆法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)

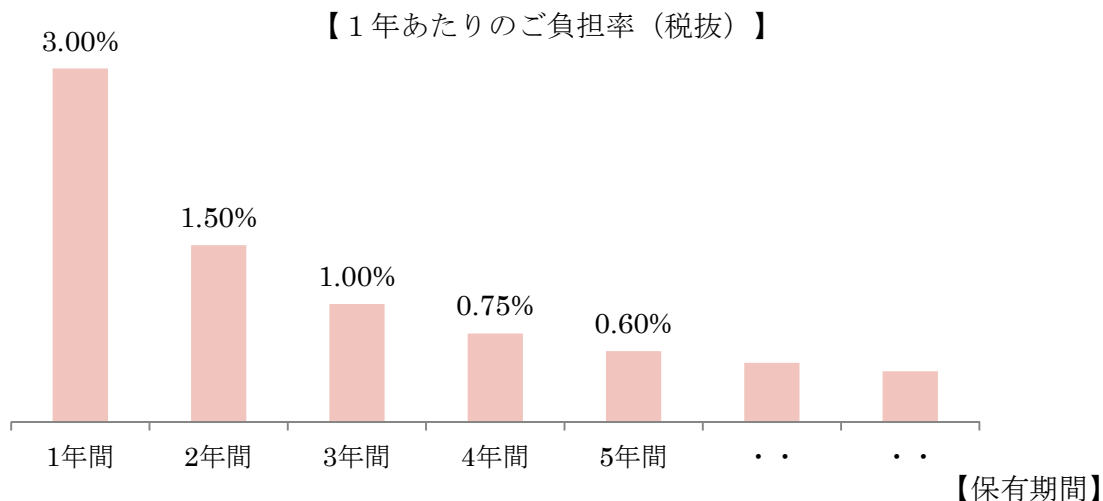
- ・上記は、2023年8月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

お申込手数料に関するご説明

* 当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%（税抜）の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくか、解約・換金（買戻し）時に手数料（保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。）をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書（交付目論見書）または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還（または延長）する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード0307>

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。投資者の皆様がお取引される際には、あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	ピクテ・グローバル・セレクション・ファンド 日興ピクテ・グローバル・グローイング・マーケット・ファンド
手数料など諸費用について	<p>■ 申込時に直接ご負担いただく費用 申込手数料：3.30%(税抜3.00%)を上限に、お申込口数に応じて逓減料率を採用しております。 お申込手数料は、ご購入金額(お申込口数 × 1口当たり純資産価格)に、お申込手数料率を乗じて次のように計算されます。 お申込手数料(税込) = お申込口数 × 1口当たり純資産価格 × お申込手数料率(税込) 例えば、純資産価格10,000円(1口当たり)の時に10口ご購入いただく場合は、お申込手数料(税込) = 10口 × 10,000円 × 3.30% = 3,300円となり、合計103,300円をお支払いいただくこととなります。</p> <p>■ 換金時に直接ご負担いただく費用 買戻手数料：ありません。 ※詳しくは交付目論見書をご覧ください。</p>
ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。 <ul style="list-style-type: none">お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社と投資者の皆様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただけます。ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送または電子交付による方法により、投資者の皆様にお渡しいたします。
会社の概要 (2023年9月末現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009年6月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 (平日8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 (平日9:00~18:00/土曜9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

本ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。

■ お申込みは…



※目論見書補完書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。
※当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。